

NewsLetter

2024 2 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jim.com

HP <http://misaki-jim.com>

今月の CONTENTS

1. みさきコラム
2. 消費者庁が「送料無料」表示見直しを呼びかけ
3. スタッフコラム（今月は田辺です）
4. 少子化対策をまとめた「こども未来戦略」が決定されました
5. 三崎事務所からのお知らせ
6. 4 月より労災保険率が改訂予定です



みさきコラム

いつもお世話になっております。三崎です。

2024 年が始まりました。今年も「誠実に、そして一步踏み込んだ丁寧なサービス」をご提供できるよう、精進いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

年の始まりは大きな地震や飛行機事故など、不穏なスタートとなりました。平凡な日常を送れることのありがたさをヒシヒシと感ずることとなり、このタイミングであることは何か意味があるのかも・・・と個人的に感じております。

被災なされた方、企業様にとりましては、1 日も早い心と体の安定と復興をお祈り申し上げます。

昨年からの世の中の大きな課題として、人手不足が挙げられます。社会保険の適用拡大枠も今年の 10 月には 51 名以上の会社にも当てはまりますので「扶養の範囲で働く」という考え方が無くなるように誘導されています。それと同時に家族手当の廃止や兼業副業の奨励、ジョブ型雇用への切り替え、多様な働き方の奨励など、人手不足に対しては雇用の常識を変えて欲しい・・・という政府の思いがあちこちで見受けられます。

今後企業が人手不足に対してどのような戦略で臨むかについては経営の明暗を分ける気がしています。難しい舵取りになりますが、自社の求める人材像を見誤ることなく、自社の良さは大切にしながら雇用対策できれば、と思います。弊所といたしましても、出来るサポートを全力で行ってまいりますので、ぜひご相談ください。

2024 年が皆様にとりまして、平穏で成長ある年となりますように！

消費者庁が「送料無料」表示見直しを呼びかけ

消費者庁が通販事業者に「送料無料」の表示の見直しを呼びかけています。背景には「物流 2024 年問題」があります。物流を支えるトラックドライバーは、他の産業と比較して、労働時間が長く、賃金が低い状況にあり、担い手不足が深刻化しています。トラックドライバーの働き方改革が進められているところです。

物流の負担を軽減するために、私たちにどのようなことができるでしょうか。まずは以下のようなことを考えてみてください。

1. その商品、明日どうしても必要なものでしょうか。

荷物を急いで運んでもらうために、ドライバーに無理な運行を強いている可能性があります。急いで受け取る必要のない荷物については、ゆとりを持った配送日時を指定しましょう。

2. 配達日時に、確実に荷物を受け取りましょう。

宅配便の再配達率は、十数パーセントにも上ります。配達日時に不在にすることを避けたり、置き配やコンビニでの受け取り、宅配ロッカー等を活用したりするなどして、再配達をお願いすることをなくしましょう。

3. 持続可能な物流の実現のため、物流業者、宅配業者の方々の私たちの生活の中での重要性を理解しましょう。

荷物が私たちの手元に届くまでには、自宅まで配達していただく方々のほか、仕分けや梱包、積み込みなど多くの人出がかかっています。

「送料無料」表示の見直し

我が国では、物流における「2024年問題」に直面しており、現在、政府の「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づき様々な対策が採られているところである。

消費者庁では、運賃・料金が消費者向けの送料に適正に転嫁・反映されるべきという観点から、「送料無料」表示に関する実態や見直しによる影響等を把握するため、意見交換会を実施し、検討を重ねてきた。関係者等の意見を踏まえると、

- **送料の表示に関し、「送料として商品価格以外の追加負担を求めない」旨を表示する場合には、その表示者は表示についての説明責任がある。**
- 消費者庁として、関係事業者等に送料表示の見直しを促すとともに、事業者の自主的な取組状況を注視していく。

表示例

送料負担の仕組みを表示

- 送料の負担者を表示
「送料当社負担」など
- 送料込みの価格を表示
「〇〇円（送料込み）」など



「送料無料」表示をする場合、表示者の責任として「無料」と表示する理由、仕組み等を分かりやすく説明

- 「送料無料」表示をする理由
誰が負担しているのか、商品をお勧めするための販売促進の手法であること など
- 送料を無料とする仕組み
配送業者に対して契約に基づき適正な運賃を支払っていること など

送料表示に併せて、物流における「2024年問題」に関し、物流の持続可能性に対する認識や対応について説明を行うことが望ましい。

物流の仕組み無くして、現代の経済活動は成り立ちません。物流業者の負担軽減のためにできることを社会全体で考えていきたいですね。

2024 年が始まりました。年始早々に災害や事故があいつぎ、心の痛いお正月ではありましたが、当たり前な日常を過ごせる幸せに感謝しつつこの 1 年を過ごしたいと思っています。さて、今年は高校生活最後の 1 年を過ごす娘のお弁当と自分自身のお弁当を充実できればなあ、と思っています。高校 1 年生から充実させればよかったのですが・・・毎朝、冷蔵庫を開けて「一体、何を詰めればいいのか・・・」と途方にくれてしまう毎日を解消すべく、図書館でお弁当の本を借りてみたりネットで美味しそうなおかずを調べてみたりしています。

皆さんの好きなお弁当のおかずは何ですか？・・・本年もよろしくお祈りします。（田辺）



政府の少子化対策をまとめた「こども未来戦略」が決定されました

政府は 12 月 22 日、少子化対策をまとめた「こども未来戦略」を閣議決定しました。今後 3 年間の集中的な取り組みである「加速化プラン」には、「共働き・共育での推進」が盛り込まれています。具体的な内容は次の通りです。

01 育児休業の取得促進

- ・2 週間以上の**男性育休の取得率を 2030 年に 85% へと**引き上げ。
- ・次世代育成支援対策推進法を改正
- ・育休取得率の開示義務を雇用労働者数 300 人超の事業主に拡充。
- ・産後 8 週間以内に両親が 14 日以上の子育休を取得した場合の給付率を**手取り 10 割相当**に。
- ・代替要員確保等の体制整備を行う中小企業への**助成措置を大幅に強化**。
- ・「くるみん認定」の取得など、**育児休業の取得状況等に応じた実施インセンティブの強化**。

02 育児期の柔軟な働き方の推進

- ・**フレックスタイム制の義務化**、テレワークの努力義務化・・・こどもが 3 歳まで。
- ・**「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」を創設**・・・こどもが 3 歳以降小学校就学前まで、フレックスタイム制やテレワーク等々から事業主が複数の制度を選択して措置し、その中から**労働者が選択**できる制度。
- ・**「育児時短就業給付（仮称）」を創設**・・・こどもが 2 歳未満の期間に時短勤務を選択した場合、賃金の 10%を支給。体制整備を行う中小企業に助成措置を実施。
- ・**所定外労働の制限**・・・こどもが小学校就学前までに引き上げ。
- ・**子の看護休暇**・・・こどもが小学校 3 年生修了時まで引き上げ。休暇取得事由の見直し。

03 多様な働き方と子育ての両立支援

- ・週所定労働時間 **10 時間以上 20 時間未満の労働者も失業給付や育児休業給付等の受給対象者へ**
- ・国民年金の第 1 号被保険者を対象に育児期間に係る**保険料免除措置を創設**。

【こども家庭庁「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」】より

給与計算に係る 2 つをお知らせします！

【住民税のこと】 1月以降に退職される場合、最後の給与で今年5月までの**住民税を一括徴収**することが義務付けられています。そのため1月以降退職者の最後の給与手取り額が減額いたしますのでご注意ください。（自社で給与計算される場合もご注意ください）

【所得税のこと】 1月からの給与計算は令和年6の扶養控除等申告書に基づいて計算します。令和5年から扶養家族情報が変わった社員については、所得税額が変わりますのでご注意ください。

お知らせは以上になります。ご不明な点はお気軽に弊所までお問い合わせください。

4月より労災保険率の改定が予定されています！

？労災保険率とは？

労災保険率とは、労災保険料の計算に用いられる料率のことです。労災保険率は業種によって異なり（全部で54の事業）、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定されています。建設事業などの危険な業種ほど高く、労災事故が起こりにくい業種ほど低く設定されています。

★労災保険率を業種平均で 0.1/1000 引き下げへ

労災保険率の業種平均は現在 4.5/1000 ですが、業種平均で 0.1/1000 引き下げられる予定です（4.4/1000 へ）。

- ・**引下げ**→「林業」「採石業」「めつき業」「金属材料品製造業」などの17業種
- ・**引上げ**→「パルプ又は紙製造業」「電気機械器具製造業」「ビルメンテナンス業」の3業種
- ・**変化なし**→34業種

★一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定へ

全25区分中、5区分で引下げとなる予定です。

★請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定へ

「鉄道又は軌道新設事業」「その他の建設事業」の労務費率を引き下げる予定です。



ご不明な点がございましたらお気軽に弊所までお問い合わせください。

☎03-3754-6424